



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	清朝後期匪賊化する民団：山東省西部の社会的混乱の長槍会
Author(s)	鈴木, 孝
Citation	研究紀要/東京学芸大学附属高等学校, 30: 1-16
Issue Date	1992
URL	http://hdl.handle.net/2309/40989
Publisher	
Rights	

清朝後期匪賊化する民団

—山東省西部の社会的混乱と長槍会—

鈴木 孝

1. はじめに

19世紀をむかえた清朝では、嘉慶朝期の白蓮教徒の乱を機に王朝正規軍が弱体化していたことが露呈し、地方での自衛的軍事組織化が多く見られるようになったのは周知のことである。これらの組織は一般に「団練」とか「民団」と呼ばれ、そのスケールも小規模なものは小村落単位から大規模なものは省全体におよんで多様であった。またそれは徴税機能すら含む地方地主層のもつ機能を実現する多目的な組織となった。⁶⁾道光朝期アヘン戦争の際、広東に上陸したイギリス軍を迎撃した「昇平社学」すなわち「平英団」は大規模な団練であり、咸豊朝期に王朝を窮地に陥れた太平天国と激しい攻防を展開した「湘勇」「淮勇」らは最大スケールの団練である。その他各地において結成された小規模な団練は無数にあり地方が自衛的に武装することで、こうした激動期におけるサバイバル戦が展開されていったのである。

しかし、体制を維持していくことの有効な方法だった団練＝民団は流寇集団から郷村を防衛しただけではない。官や地主による圧迫や搾取から自らの生活を防衛するために立ち上がる団練も多くあり、「匪」「賊」に転化する例が目立ってくる。特に太平天国が南京を攻略した1853年ごろから北接地域での捻軍の活動が活発となって清朝の動揺が激しくなり、団練＝民団の反体制化現象も各地で見られるのである。

山東省西部は、南接する江蘇省から延びる大運河と何度も河道を変えてきた大黄河によって大きな社会的影響を受け、この時代の矛盾が焦点化された地域であった。地方のエリートであった地主層も官側に立って体制維持に力をつくした者と、逆に反官運動に身を投じていった者へと分化し、アナーキーな状況すら見られた。本稿では山東省の西部でも大運河と黄河によって社会的に大きな影響を受けた曹州府、済寧直隸州を中心に、江蘇・河南・直隸各省との交界地域などで地主によって組織された団練＝民団が「匪族」となって、反官運動を広範囲に展開していった状況を取りあげる。その際この地域の社会的混乱を明らかにしつつ、ある団練＝民団の動向を通じて地方の軍事化がかかえた問題に言及したい。

2. 黄河と運河の問題

(a) 河道管理について

黄河は河南省までくると河幅を急に拡げ、海に至る河道を何度も変えながら流れた。一般的に黄河の河道は14世紀から19世紀中ごろまで山東省にはなく、河南から江蘇省北部に入り淮河水系を併

せて黄海に至るものであった。この間に何度かの氾濫があり、局地的には山東省の西南部に流れこんだ時もあったが、清朝後期の咸豊朝の大氾濫以来その河道は山東省を東流し、西部において大運河と交差して渤海湾にそそぐようになったのである。この大事件の直前にも江蘇省北部において黄河の氾濫があり、この地域の大運河の水門を破壊し、運河による物資輸送に支障をきたしそうだったので当時の両江総督らの努力できりぬけたばかりであった。⁶¹咸豊元年(1851)から3年(1853)にかけて黄河は洪水をくりかえしていた。⁶²咸豊5年(1855)6月、黄河の水位が急に上がり河南省東部銅瓦廂にあった大堤防を潰して北東に向かい、山東省西部の諸県を水浸しにし、以前黄河の北に位置していたこれらの県が黄河の南に変わってしまったのである。⁶³こうした村落の危機に対応するために村落防衛組織としての団練＝民団が活躍し、曹州府鄆城県では黄河南岸の堤が修築されて水難を免れたところもあった。⁶⁴ただ、山東省西部の多くはこうした水害対策を通じて郷村の再編成をせまられ新村落や集鎮も形成されていったようである。⁶⁵

また、大運河には黄河水系やその他の河川の流入にともなって土砂が堆積し、水位の相対的低下によって漕船の航行に支障をきたす構造的な問題があった。乾隆50年(1785)10月に山東巡撫が上奏したのは、大運河の東西に設置された水門や閘口の開閉によって、独山湖・昭陽湖・微山湖に水を収蓄し、運河の水位を調節するというものであった。⁶⁷しかし、黄河の水を引いて運河の水不足に対処しようとする、運河に流入する黄河からの土砂で河床が上昇し、やがて河口部に於浅地ができて南方から積み荷を満載した漕船が航行できなくなってしまうことから、道光朝以来運河を管理することの困難さが何度も指摘されてきた。⁶⁸咸豊年間の黄河大氾濫と河道の変化は、山東省内の運河を阻害させる大きな原因だったと思われ、同治から光緒期にかけて運河の修繕を緊急の課題として報告する例がふえているし、光緒2(1877)年には運河道の於塞とともに輸送船も使用不能なほどになり陸上輸送を余儀なくされたという報告もあった。⁶⁹こうして道光・咸豊年間を転機に、南北間の漕運の動脈としての大運河はその歴史的役割を終えようとしていたのである。⁷⁰

(b) 社会的影響

太平天国軍が南京を攻略した咸豊3年(1853)、長江以北でも捻軍による反乱が激化していった。特に山東省西南にある曹県の劉家口から江蘇省北部の豊県・沛県にかけて、多くの反乱軍が黄河を渡って北上して大運河沿いにある微山湖・昭陽湖・南陽湖に集結したり、金郷県城を占拠したので済寧州知事が出動するという事態になった。⁷¹以後、咸豊5年(1855)4月までに太平天国北上軍とこれに呼応する捻軍が侵入を繰り返し、清朝の僧格林沁率いる正規軍によって漸く全滅させられた。⁷²ところが同年6月の黄河道の北流以来、捻軍の張楽行(張洛行)率いる大部隊が乾上がった従来の黄河を渡って済寧州に侵攻したので大混乱となった。このように黄河道の変化は、山東省にとって南方からの反乱軍をくいとめる自然の防御がとりはらわれたことであり、郷村が自衛的に武装化しなければならぬ必要度を高めたことになる。しかし、「自衛」して秩序を維持するはずの組織が逆に反体制的になっていったことが問題であろう。咸豊6年(1856)になると、山東省では豊・沛両県(江蘇省北部)出身の貧民二千人以上が黄巾を額にまいて曹州府で反乱を起こし、黄河の南側

に「柵」を築いて根拠地にしてしまったところ、曹州府を北流して張秋鎮（黄河と運河の交差地）に向かう趙王河一帯では郷村に形成された「寨」に拠る農民がことごとく「幟」を掲げてこの川原を蔽いつくしてしまったという。⁹³「幟」を掲げているところは捻軍の特徴の頭れで、この時期の華北での地方性農民軍の反体制運動は捻軍の影響下に展開され、⁹⁴また捻軍の到達した地域には全て根拠地があったとされている。⁹⁵根拠地とは「寨」であり、「築柵」した地である。このように、黄河の大氾濫以来江蘇・河南・山東の交界地域では、捻軍の侵入が激化し、郷村は自衛力を高めながら同時に反体制化する可能性を増大させたように、深刻な事態に陥っていったのである。

また、大運河の機能低下や黄河道の大変化は山東省西南部の社会に商業上悪影響を与えたに違いない。中国近代史研究の中で1965年に発表されたW. スキナー氏の「市場圏」理論は、多くの研究者に貴重な示唆を与えてきた。ここで言う「市場」は、府城や県城というよりは広範囲に点在する「鎮」とか「集」を地名にもつ所であったり、それらよりスケールは小さいが商店や宿場を指した「舗」とか、河川や運河筋にあって商品の集荷される小港または関を指した「口」を地名にもつ所である。G. ロズマン氏は直隸省・山東省における人口の動態と市場について調査し報告された。それによれば、1820年ころ山東省の中でも人口の「高い密集度をもつ中核地域」は臨清・濟寧両直隸州で、これは運河地域と言い換えられよう。⁹⁶曹州府も比較的人口は多かったようで、康熙から道光朝期にかけて市場単位の人口も3000人ほど増え12000人を数えた。⁹⁷ところが道光から光緒朝期にかけて市場単位の人口は曹州府において減少が著しく、ロズマン氏はその原因の多くを運河と黄河の問題に結びつけた。⁹⁸ただ道光朝期に比べて光緒朝期に市場人口が減少するのは、こうした商業上の不安定さと並んで、咸豊朝期に激化する山東省の諸反乱による死亡人口の増加を考慮に入れなければなるまい。

3. 山東省における団練＝民団の問題

(a) 郷村防衛機構としての団練

19世紀になると度重なる反乱軍の侵入に悩む地方官憲や地主層は、清朝正規軍が十分に防衛機能を発揮しなくなったことから、郷村を自衛的に軍事組織化することで危機を乗り切ろうとした。地主層が指導者になり、前述したように何らかの構築物を設置して防衛機能を高め、農民を中心とした団員が日頃から訓練を重ねることによって防衛力を強化し、その土地に拠って自らの生活を守ろうとしたのである。団練の主な構成員である農民は、小規模な自作農もいれば自ら経営する土地を全くもたない「長工」（1年以上の契約で雇われる農業労働者）もいる。さらに自作農でありながら「短工」（農繁期などに臨時雇用される短期契約の農業労働者）や「佃戸」など、その形態は実に多様であった。ただ、どのような場合であっても彼らの居住している地域の土地とは密接に結びついて生活していたことには変わりはなく、郷村自衛の主体として存在していたのである。山東省曹州府済沢県の買讓という地主の場合、所有する300畝の土地経営の全てを「長工」「短工」の労働によってまかなうが、ここでの「短工」は自作農であって農閑期には豆腐を作ったり、在地でちよっ

とした商売をしたりしていたように、土地所有の有無にかかわらず当該地域に生活の基盤をもっていたのである。⁹⁴ 郷村での「根拠地」化と団練による防衛は生活の防衛にほかならなかった。

咸豊9年(1859)に漕運総督になった袁甲三は、数年前から安徽省において積極的に団練事業を推進した人物だが、数年来の反乱対策から次のような意見を述べている。それは、反乱軍が咸豊7年(1857)ころより戦術を変え、根拠地をつくって溝を深くし土盛りを高くしているのをこれに掃討するのが厄介になり、このような「寨」が随所に林立するようになったというものである。⁹⁵ この解釈については、反乱側が団練と同じような戦術をとってくるようになったとも、団練側が反体制側に回った状況を言ったものとも考えられるが、双方の解釈が成立するとすれば、咸豊朝期には郷村の軍事組織化が一般的傾向として定着していたと言えよう。

(b) 反体制運動の組織としての団練

清朝後期の団練が言わば「両刃の剣」であり、郷村自衛機構として普遍化すればするほど、時代の矛盾をかかえて反体制運動の組織的基盤となったことについては、「抗糧運動」(地主や自作農らによる土地税に対する減免要求または不払い運動)の研究がなされ、すでに多くの指摘がなされている。⁹⁶ そして、このような団練の両面性を王朝側も「良団」「悪団」としてははっきりと認識し、後者がどのような状況下に増えていくかの分析もなされた。⁹⁷ 漕糧納入事務における官吏の不正も甚だしく、多くの州や県では漕米一石の納入に対して「浮収」(横流しなど不正手段によるヤミ収入)が倍する事態や、「抗糧運動」を口実にして漕米を全く収めず銀に替えて蓄財するので、民衆から糾弾される事態が報告された。⁹⁸ 郷村の自衛のための施設修理費用のほかに、団練の維持費用を自弁していたことによる負担の増大は民衆を疲弊させたので、せめて漕糧を免除してもらおうという要求がエスカレートしていき、団練が県城の役所におしかけて知県を脅して漕糧減免を要求し、団民が知県の執務室に入りこんで印璽を取り、自分たちで押印して大騒ぎをして解散したという山東省北部の武定府楽陵県の例などはその好例である。⁹⁹ こうして、山東省では咸豊10年(1860)ころ半島部の登州府だけが「抗糧運動」の報告がなく、他の九府二直隸州では漕糧の納入が遅延しており、欽差大臣曾格林沁の弁によれば、紛争未決の原因は団練事業を行う関係大臣のサボタージュであり、「逆団」が人を集めて不穏な気配があっても、「団練」ということで敢えて咎めず見逃してしまう官憲の姿勢にあるとし、厳しい状況分析をした。¹⁰⁰

山東省ではこうした団練を統率する指導者「郷紳」に対して官憲が十分に掌握できない状況が生じており、民衆は官憲を畏れず団練の長を畏れ、官もそのプライドを失って「官弱民強」という権力の逆転が強くなった。¹⁰¹ 新山東巡撫として咸豊11年(1861)年に譚廷襄が赴任してきた時、民団が省疆を越えて出迎え、団旗を林立させドラを鳴らし関の声を上げ、数百里の間朝も夜も道の両側を団練が塞ぐように並び、その人数が多くて原野を蔽塞するほどであり、着任早々新巡撫は威圧的な歓迎を受けて愕然とした。¹⁰² これら出迎えの民団の示威行動の真意は判明しないが、郷村の実質的支配が軍事組織化を通じて「民」の側にあったことを誇示した形になった。こうして「悪団」として反官運動を展開する団練の横行は深刻な危機を体現しているに違いはないが、官側が「良団」として

認識し、郷村秩序維持のために機能していた団練に対して国家権力が浸透しなくなったという状況は、むしろ王朝の危機そのものであり、山東省が咸豊朝期にアナキー状況になっていたことを示していよう。

(c) 団練の経営とリーダーシップ

ア) マーケットタウンでの団練の拡大

団練の形成について構造的な解明を試みたフィリップ・クーン氏によれば、団練は「単一団」から「複合団」、さらに「拡大複合団」へ組織的に拡大していく傾向をもっていて、その拡大への重要なファクターは地方の「鎮」「集」と呼ばれる「マーケットタウン」の機能であった。団練の経営には物的・人的双方の基盤が必要であり、団員手当てや武器購入資金など費用をいかに捻出し維持していくかや、多くの団員を集めたり情報や命令の伝達を確実にできる場所がいかに確保されるかはきわめて重要な問題であり、「鎮」「集」はこれらの要求に十分に応えるものであった。²⁸郷村社会には、村落が隣村とつながり、これらを「鎮」「集」がまとめ、さらに府県所在地へつながるというネットワークができており、団練の拡大やヒエラルキーもこのネットワークに応じて見られるもので、「複合団」はたいてい「鎮」「集」というマーケットタウンに形成されていった。²⁹

クーン氏の研究対象は広東や湖南が中心になっているが、山東省での団練についてもこうした考え方を適用できるのではないか。山東省の地主の経営状態を調査したものによれば、約50%の者が商業によって財をなし地主化したとあり、雑貨商、酒店、布販売を中心に、綿花、油、糸、金物、茶、薬などを手広く扱い、中には飲食店を経営する者もあった。³⁰団練の費用は自弁が原則だったが、特に「勇」といって、複数の団を統合したり各団から団員を選抜して構成したものには、その費用が官から支給された。³¹したがって「複合団」や同レベルの「練勇」にあっては、その費用を支給されて当然なのだが、咸豊朝期の社会的混乱はこうした予算をすぐに消耗させたので、「団総」「練総」と呼ばれる「複合団」や「練勇」の長が官に代わって郷村において一種の徴税権を発揮するようになってしまった。山東省曹州府の「団総」たちは捻軍から郷村を防衛した戦功を吹聴し、団練費用の徴収を限りなく実施した。この場合よく「按畝斂錢」とあるように土地の所有高に対応した団費の徴収となった。³²当然在地地主や自作農の負担による。それでも不足するので、ある民団は人を集めて街道沿いに関所を設けて商品貨物から税をとることまでした。³³官側でも、済寧州のように商人が多いところでは知州(知事)が商人に布告して団練費用を出させる場合もあった。³⁴さらに寺院や道観および市鎮において賽銭・神楽・花燈用にストックされた拠出金を充当することなどが提案された。³⁵このように徴税機能を発揮する「複合団」は、その軍事組織の中核地として物資や金銭が集積するマーケットタウンである「鎮」「集」に立脚すれば団練費用不足の事態に対応しやすく、合理的であったことが推測される。

山東省では済寧州が運河地域の物資集積センターであり、運河を利用した「水旱碼頭」(開港場の意)として、ここには多くの船や大小の車が用意されて「行」組織によって運輸の便がはかられていた。しかも州城の外の「街道」(この場合、「道路」を指すのではなく「商工業地区」の意)は

城内よりも増加の度合いが高く、周囲の郷村と密接な関係をもちながら商業・手工業都市として考えられている。⁹⁰ 団練の経営を資金面からとらえた場合、「正賦」（いわゆる地税や漕銭）は府・州・県に集中するわけであるし、商品流通によるかなりの金銭が郷村都市としての「鎮」「集」に集中し、地方政府所在地により高度に集中するので、これらが組織の拡大にとっての核となったのである。

イ) 団練におけるリーダーシップ

団練を組織し運営する地主たちは、郷村のリーダーとしてどのようなことをしていったのだろうか。「抗糧運動」のような反官運動をする民団にしても、逆に郷村秩序を維持するために体制側に結集する民団にしても、団員をいかに多く集めるかが問題となる。クーン氏の主張によれば、19世紀中ごろの危機の時代にあってはオーソドックスな団練であれヘテロドックスな「匪」であれ、リーダーシップは軍事組織化へより多く関わっていく。⁹¹ 咸豊4年（1854）河南省輝県では反官運動に立ち上がった民団は、人集めに趙固集・琉璃閣・山西会館を選んだとある。⁹² 「集」「会館」はマーケットタウンであり、物が集まるところで合理的に人集めをしたのだろう。官が指導した団練は「連莊」という「複合団」の形態をとることが多かったようであるが、咸豊3年山東省では南方からの反乱軍の北上に備えて組織的な「連莊」が提唱され、城市を地区に分けて「局」を設け戦闘技術の訓練や手当ての支給をおこなっているし、数十ヶ村をまとめた「複合団」を結成する際にも「鎮」「店」と呼ばれるところを軸におこなっており、曹州府曹県に反乱軍がくるという報せに対して県城にあった店舗に急行し、万を越える各民団員を集めたとある。⁹³ このようにみると、団練組織拡大を図るリーダーは、戦力としてより有効な「複合団」を構成するにあたって当該地方の人口が集中するマーケットタウンにおいてその指導力を発揮したことは容易に推測できることである。クーン氏もこういうところが団練の「局」として、リーダーたちが通常の便利なミーティングプレイスとして利用し、標準的なあるいは小さめのマーケットセンターは商業というよりは軍事において重要になっていると言っている。⁹⁴

また、団長や団総（連総）が戦闘時において団員に対してもつリーダーシップは当然のこととして、地域住民から団練費用を徴収する行為を通じて官に等しい権力を行使したことも前述したが、咸豊朝期には各州県において彼らが「分庭抗礼」（独立して対等に振舞う）する状況が多かったようで、団民は団総を畏怖するが官を畏れず、官の方も団総のもつ影響力を頼ってしまい官としての自覚がないと憂慮する報告が多い。⁹⁵ こうした中で咸豊11年（1861）年には、東昌府・武定府において団練が地域の訴訟問題に関与していた事実が報告された。⁹⁶ こうした団総（連総）のリーダーシップは軍事・徴税・訴訟面で発揮されたが、郷村リーダーとして人的ネットワークを郷村において広げていたことにも注意せねばならない。濟南府歴城県の劉午峯という人物は、日頃から「塾」「局」「社」などの小組織を指導したり、貧窮して生活苦にある民衆には豆・塩などを供与して「恩義」を与えていた。⁹⁷ あるいは東昌府堂邑県の「複合団」でその強勢なることが広く知られた柳林団の団総の例は興味深い。この団総楊鳴謙は20頃（2000畝）ほどの地主で、金貸業や薬屋をも営んでいたが、

県の役人が任官する際には必ず挨拶された大物であった。彼は農民によく施しをおこない、年末になると自ら各家を一軒づつ回っては年越しの挨拶を欠かさず、周囲52ヶ村の民衆を自分の足でひきつけていた。したがって、楊鳴謙が団員に武器や家具を売ったりしないように威嚇し、鳩を飛ばして信号を送ったりしたときにも、団員は忠実にいいつけをまもり迅速に集合する規律ができあがったのであろう。⁴⁴

山東巡撫の譚廷襄は咸豊朝に団練の多くが地方自立集団と化した現状を痛感し、訓練や経費は官が主導権を握ることが不可欠である提唱した。団練の経営においては、経費の裏付けが最重要問題であって団練の性格やリーダーシップのあり方もこれによって決定的になると認識していたようで、漕糧一石につき6000文の税を徴収してそのうち500文を団練費用に充てるべきであると力説しているし、漕銭のない州県では一畝につき25文を団費として出させることとし、不足した場合には「捐抽釐」とあるから商品流通税をそれに充てるとする。⁴⁵これはいかなる場合でも官制団練にしておけば、郷村において官のリーダーシップは決して失われないという認識だったのであろう。しかし、この巡撫の意見に基づいて山東省の南部交界地域の3県で実施したところ、すぐに漕銭に欠乏を生じて計画は破綻してしまった。官側がこのように団練を経営できなかつたことは、山東省のアンキーな社会状況を如実に示している。

4. 長槍会

山東、直隸、河南、江蘇各省が相互に接する交界地域は太平天国が活動した地域と並んで19世紀中ごろ最も社会的に混乱し、王朝側も民が皆匪賊になってしまったかと危機感を隠せなかつた。⁴⁶山東省西南部にある曹州府では、咸豊朝から同治朝にかけて団練の「複合団」化が進行し、同時に体制側から反体制側にそのイニシアティブが移っていった。「長槍会」はこうした団練のかかえた諸矛盾を具体化できる好例で、限られた史料の中でその全貌を明らかにすることは困難であるが好例として示してみたい。

(a) 成立のいきさつ

長槍会の成立事情を明確にすることには難しい側面がある。これは『山東軍興紀略』と「長槍会匪紀実」の記載内容の矛盾による。『山東軍興紀略』は官府文報に基づいて何人かで分担執筆されたもので、誤りがあると「長槍会匪紀実」の序には記されている。また、従来は基本的に「長槍会匪紀実」に依拠すべきであるとされてきた。⁴⁷しかし、長槍会を「複合団」もしくは民団選抜連合としてとらえるとするならば組織として固定したものと必ずしも言えず、組織そのものが流動的で統一された行動をとらなかつたことも考えられ、官側の掌握も多様であつたと思われるので、組織としての境界がはっきりしない長槍会という前提でここでは双方の史料を用いることにする。

その名称に着目してみると、咸豊4、5年(1854-55)以来「官募練勇」として数千人が「長槍」を備えたとか、咸豊6年の記事に民団の壮健者を少ないときで数百、多いときで2-3千人を選抜し「練軍」をつくつたが、火器が少なかつたので長い棒を武器にし「長槍会」と号したとある。⁴⁸ま

た、咸豊9年(1859)になって捻軍が南から曹州府に侵入し、民団がこれを撃退したことから曹州府では「団総」の勢いが増大したので、清沢県郭秉鈞が曹州府知事に請願して団練の他に別の一団を組織して「長槍会」と名づけた。⁸⁹咸豊6年と咸豊9年の「長槍会」は上記の二史料での違いである。これを同一のものとするとも矛盾が生じてくるし、この矛盾の解決は『山東軍興紀略』に言う咸豊6年説を誤りとすることによって得られる。しかし、「官募練勇」の「複合団」として始まりながら、やがて反体制化したとも考えられないだろうか。

それでは「長槍会」の変質はどのような状況によってなされたのだろうか。既存の団練が徴税や訴訟に携わり、郷村の組織化の中で官に代わってリーダーシップを発揮したことは前に述べた。曹州府の「複合団」では、上級の指導者「団総」と下級の指導者「練総」とが団練費用をめぐる緊迫した関係になった。すなわち「団総」たちのもつ官からの団練費用支給という既得権を予算不足により剥脱しようとしたとき、府当局は「練総」たちが「団総」たちに団費をとられながら官のために「勇」として働いたのに無給であったと訴えたことをたてにしたとあるからである。⁹⁰これによって、趙康侯らの「団総」は郭秉鈞・倪広和(倪和尚)・焦桂昌・董執信らの「練総」と鋭く対立したのである。⁹¹後に「長槍会」の首領となる郭秉鈞は剛毅なインテリ地主で、郷人を威圧する「団総」の一人馬振乾と不和で、団費上納などその規制を受けるのをきらったとあり、曹州知府の童正詩がこの郭秉鈞による“新”「長槍会」発足を認めたわけは、「団総」勢力にこれをぶつけてみようとしたことにあった。

長槍会は従来の団練の方式にはこだわらず、団練組織の単位となる郷村の遠近を問わず自発的な会員方式を取り、これに入会すると既成団練の「団総」の束縛から解放され、仮に盗賊が含まれていようと「団総」の逮捕から免れるとあるのは、曹州府における団練と長槍会の対抗関係をあらわすものである。長槍会は時に「連莊会」とも呼ばれたが、拡大した「複合団」の横暴から自衛しようとした者がその団練を抜けて入会したようである。また個々の部隊を統合するような指揮系統ははっきりせず、ゆるやかな連合体だったと思われ、各リーダーたちに対する呼び方もまちまちで、「会総」「練総」から「寨主」と呼ばれたり、「堂主」「首」(この場合は「匪」としての呼称)と呼ばれたりした。⁹²

(b) 長槍会によるマーケットタウンの掌握

長槍会が「団総」による団費強要への抵抗という側面をもつと言ったが、それでは長槍会自体はどのような経営をしていたのだろうか。「鎮」「集」などのマーケットタウンが団練の組織的拡大にとって重要な役割を担っていたわけだが、河道を変えて山東省西部から北東に向かって流れだした黄河域の「碼頭」に羅家口という船着場があり、塩や穀物を載せた船が日に百艘以上出入りする曹州府の物資集積センターは、リーダー郭秉鈞にとって長槍会の経営上好都合であった。郭秉鈞は会員の中から首領級の者を選抜して「千長」「五百長」とし、会員を引率させて船着場での貨物の積降ろし作業を強引に請負わせ、その「工銭」(労賃)として日に数百緡(貫)を稼がせて会費を捻出した。もっとも郭秉鈞自身が十頃(1000畝)の地主で資産家だったから、自ら会費として散財

ていたこともあった。⁵³

(c) 反乱集団としての長槍会

ア) 咸豊10年(1860)の転機と英仏連合軍戦争

長槍会の成立によって曹州府の「団総」の地位が低下していった際、「団総」たちは山東省を視察にきた団練大臣や欽差大臣僧格林沁に長槍会が謀反していると告訴し、これに対して弾圧を加えてもらおうとした。⁵⁴咸豊10年8月英仏連合軍の侵攻によって天津方面での海防が緊迫の度を増してくると、山東省の民団も正規軍とともに北京に派遣された。⁵⁵南方では太平天国軍と壮絶な戦いを展開していたので、勇猛をもって知られる山東省の団練を動員したのであろう。結局のところ山東民団部隊は省境を出ないうちに北京条約が結ばれたので急遽南方からの捻軍対策に回されることになってしまった。この時王朝側は参加していた郭秉鈞に対して将来の優遇を約束して動員を承服させていたのである。⁵⁶

しかし、山東西南部では多くの部隊の北進によって防備が手薄となり、9月ごろから捻軍の侵攻が大運河に沿って再燃し、豊かな村落や駅を掌中にして曹州府を窺うようになった。⁵⁷この時曹州府では団練の多くが「匪」となり、千人から万を越える部隊までまちまちだったがそれぞれ「旗幟」を掲げて「堂主」と号するようになった。⁵⁸王朝側では、咸豊帝が欽差大臣僧格林沁に対し詔したように、曹州府に属する「匪」を手懐けて正統な民団として掌握し、南方からの捻軍に協力して当たることができれば良いとし、捻軍が曹州府の各部隊と連合してはいまいと認識しているが、この誤解は山東巡撫譚廷襄の上奏内容にあった楽観視によるものだろう。⁵⁹巡撫譚廷襄はまもなく奏言を修正し、曹州府の団練はほとんどが「匪」となり、万を越え日に日に増えていて解散させることは困難であるとしている。⁶⁰各地の「団総」が長槍会の謀反を訴えたのはこういった状況であった。そして欽差大臣僧格林沁はこの後曹州府において長槍会をはじめ反官運動を展開した民団を徹底的に弾圧していくのである。クーン氏はオーソドックスな団練がヘテロドックスな団練として反官行動に転ずる決定的背景が「危機のとき」であるとしているが、⁶¹長槍会のヘテロドックス化についても欽差大臣僧格林沁に代表される国家権力の掃討作戦によってもたらされた「危機」が重大な背景となっていた。

イ) 咸豊11年(1861)年の反乱

咸豊11年(1861)年正月からの僧格林沁軍の展開は曹州府を一周するかの感があった。正月早々に済寧州西部の金郷県から曹州府東部鉅野県に入り、そこから曹州府を西へ横断して河南・直隸・山東交界地の考城県(河南)まで進軍し、さらに東進して再度曹州府に入り滄済県での激戦の末、形勢不利とみて済寧州にひきかえした。捻軍は直後の二月三月から運河沿いに北上し、僧格林沁はそれへの対応を迫られた。⁶²

このことを背景に四月から長槍会の猛烈な反抗が展開された。曹州府城では守備側が城門を閉じて20日以上籠城し、城内の役人や兵は不眠不休で防衛しなければならなかった。⁶³長槍会は「会総」郭秉鈞をはじめ、劉占考、倪広和などの首領が府城の東にあった因果寺に会合し作戦を練り、講和

交渉をおこなった。このとき郭秉鈞は「会総」として席次上位を占め、列席者から敬意を表明された。曹州知府童正詩は、長槍会側の派遣した使者盧秉信という人物を上座に座らせるほどに卑屈さを示し、しかも長槍会に全面譲歩すれば罷免必至という形勢にあったので、結局長槍会には和を約束さえすれば城内に入入りして東関廂地区での掠奪物販売を認めるという提示をおこなって妥協を図った。⁶⁴

同時期、長槍会の一軍は南方からきた捻軍と合同作戦をとって済寧州に進出、金郷県城の守備隊だった「湖勇」（湖団）が長槍会側に通じて城内に入れたので大混乱になった。このとき長槍会は男は殺しても女は生かそうと捻軍の皆殺し戦術に反対し、遂に捻軍と対立してこれを退去させてしまった。⁶⁵捻軍の「流寇」的性格に対して長槍会の「土着」的性格とが対比される例であろう。金郷県守備側では侵入軍の歩調が乱れたのに乗じて反攻に転じて城を奪回した。

8月から長槍会は曹州府を越えて山東省域のある済寧府へ向けて遠征した。北上捻軍と結合して十万以上の大軍となり、黄河と大運河の交差地域から泰安府を通過し、済寧府長清県（黄河南岸）から省城攻撃をおこなった際、長槍会は後方軍となり、「会総」郭秉鈞自身も5000人を率いて参加した。⁶⁶しかし、まもなく僧格林沁軍の追撃が開始され、9月になって反乱軍は済寧府から東進して青州府に入ったところで敗北、さらに東進して安丘県へ向かう部隊と南下して沂州府へ越境する部隊とに別れた。⁶⁷南方に逃れた部隊は僧格林沁軍に追われ、莒州県にて二日にわたる激戦の末壊滅状態になった。⁶⁸こうして山東省をほぼ一周した遠征は失敗であったが、以前から「抗糧暴動」の報告がなかった半島部先端の登州府も反乱状況に陥った。この地域では団練が弱体で、福山県の黄海に面する烟台では侵入軍数部隊に包囲されたので、商人たちがヨーロッパの軍船の大砲の威力で侵入軍を撃退してもらって援助を受けていた。⁶⁹前年に締結された北京条約によってヨーロッパ勢力は清朝から多くの利権を得ており、以後中国の王朝を擁護してその利権を維持する姿勢が明らかになっていくが、まさに咸豊11年（1861）におけるこの「烟台」での事件は、南方においてゴルドンの常勝軍が太平天国軍と鋭く対決していったことと同次元のことであり、清朝が半植民地化するという構造での事件であった。「烟台」（芝罘）は天津・北京条約での山東省唯一の開港場で、ヨーロッパ船がすでに来航していたのである。

9月には長槍会に対して、黄河以北の東昌府、臨清直隸州で活動していた「教匪」から北上要請の連絡があり、黄河を挟んで連合して反乱を起こしていった。⁷⁰この「教匪」は咸豊11年に一度蜂起し、同治朝期に再度蜂起して地主民団や官軍と激戦を展開した白蓮教系軍で、白、黄、緑、紅、花そして黒の各旗に結集した反乱軍であった。なかでも黒旗軍首領宋景詩の活動は広範囲で激しさもひとしおであった。⁷¹十月には長槍会の各首領たちは曹州府城をにらんで済沢、定陶、曹、鉅野各県境に布陣して曹州府北部や黄河を越えてゲリラ戦を展開していった。巡撫譚廷襄によれば、黄河と運河の交差するところの張秋鎮を頂点にして黄河流域と運河に囲まれる三角地帯は、各「匪」が必ず往来・経由するところであり、この地域の防衛と秩序の回復が先決であるとした。そこで僧格林沁は黄河を挟んで北の竹口鎮と南の黒虎廟に陳国瑞軍を派遣した。陳国瑞軍は猛烈な爆弾を地中にし

かけながら「寨」を破壊してこの地域を平定し、僧格林沁軍も黄河南岸で作戦して郟城県の羅家口および紅船（川）口を押さえた。（「羅家口」は長槍会発足当時会費捻出のために会員が人足アルバイトしたところである。）僧格林沁はここから長槍会首領の根拠地を次々と潰していった。なかでも「郭家唐坊（糖房）」という郭秉鈞の「老巢」（もとの本籍地）を攻撃した際、「会総」郭秉鈞自身は捻軍と行動をとともにして不在だったが、弟の郭秉鑽・郭秉鎰およびその家族を捕縛して斬殺した。こうして曹州府の長槍会に属する「寨」は僧格林沁軍の猛攻撃の前にその四割が陥落して、皆「薙髮」して投降した。⁷⁸郭秉鈞は弟の郭秉剛に自分の「会衆」を引き抜かれ、この弟と別れて小部隊となり、捻軍に投じて共同行動をとるようになったのである。⁷⁹

ウ) 同治朝期のゲリラ戦

十二月になると郭秉鈞、倪広和、焦桂昌、董執信、王広継らの主力部隊はバラバラとなり、多くが周辺地域へ移動して長槍会の連合行動は見られなくなった。郭秉鈞は曹州府西南の省境から脱出しようと図って官軍に追われ、一時これを破ったが僧格林沁軍の攻撃にさらされて数千の部隊が大敗し、彼自身は「馬賊」数百を率いて遁走した。⁸⁰『山東軍輿紀略』では「遁走」したとあって郭秉鈞の最期についての記述が見られないが、彼はこの僧格林沁との激戦のさなかに鉄砲にあたって戦死したとも言われている。しかし、郭秉鈞はその後も反抗を続けて同治4年（1865）に僧格林沁が死去した後の後継者陳国瑞によって捕縛され、曹州府城門外の教場にて処刑されたとも言われる。⁸¹

同治元年（1862）正月以来、根拠地を失った長槍会の各首領はそれぞれの部隊を率いて捻軍や山東省の地方軍に合流していったので、僧格林沁軍も軍営を「劉家口」（旧黄河道沿いにあった曹州府と河南省東辺の帰徳府を結ぶ交通の要地）に移して警戒を強めた。焦桂昌と董執信らの部隊は曹州府から直隸省、河南省方面で反乱を継続していったが、6月には僧格林沁軍に捕われ処刑されてしまった。⁸²王広継は江蘇省北辺から曹州府を窺ったが果たせず、6月には捻軍とともに運河域に侵入して沛県の「湖団」と結んで済寧州に入り、魚台県の穀亭（谷亭鎮）を経て東進した。⁸³7月王広継軍は運河人夫らが長髪に頭巾を巻いた「幅匪」と連絡していった。（このとき王広継が「幅匪」に「仰食」しようとしたところ拒絶され入山できなかつたとあるから、必ずしも両者が良好な関係にあったのでもなかつたのだろう。⁸⁴）王広継はさらに8月に沂州府西境に進み、費県に迫って迎撃に出た官軍を破りその副将を戦死させた。⁸⁵また張守義はすでに3月から済寧府東辺に進み、劉徳培の反乱を支援して、⁸⁶十月には王広継軍の一部を率いて「幅匪」の根拠地支援をおこなった。⁸⁷王広継自身もこの方面で活動しており、十二月には「幅匪」の李成、「棍匪」の岳湘林、劉雙印らと連合して万近くの大軍となり、車を集めて沂州府城攻略にとりかかった。⁸⁸こうして長槍会の残存勢力は各地で執拗に抵抗したが、「長槍会」を号するものはなくなつたとされ、同治2年（1863）11月には安徽省北部の宿州県において捻軍に投じていた首領倪広和・張守義その他が捕われ処刑され、長槍会は名実ともに消滅したのである。⁸⁹

エ) 「招撫」と「投誠」

長槍会の主だった首領たちは、咸豊11年（1861）から同治元年（1862）にかけて曹州府から離れ

たり投降したり処刑されていった。しかし、一部の執拗な抵抗が黄河流域の「水套」地帯でくりひろげられた。湿地帯に柳や葦が繁茂して藪となり人を隠匿するので、神出鬼没のゲリラ戦をおこなうのに格好の場所であり、鎮圧軍の作戦もはかどらなかった。⁸⁶また、同治元年5月に投降した者たちが「麦収の農功」（麦の刈り入れ時）がやってきてゆるされるなら早く兵を罷めて農民に戻りたいと表明したように、⁸⁷自作農以下の農民が長槍会軍の兵卒であった。巡撫譚廷襄は同治元年の上奏において、地方の大局がほぼ決し秩序が回復され生業につきたいと願う者が増えてきたことでもあり、ただ無駄な戦闘を繰り返して犠牲者を増やすことと、郷村社会に帰順させていくことと利害の軽重がはっきりしていると言っている。⁸⁸こうして権力側の「招撫」策が鎮圧作戦と並行して展開されていったのである。

一方、長槍会の首領たちの「投誠」も「招撫」に応じて増えていったが、中には偽装投降があったりして波乱含みであった。同治元年5月7日董執信が会衆百余りを率いて髪をそぎ投降した時、根拠地の者1512名が続々と投降し、鉄砲・旗・矛の数565、戦馬150騎が押収された。この証として董執信は僧格林沁に引見され百人の部隊を出して官軍のために戦うよう命じられた。しかし、この「投誠」が真実であるかどうか十分に吟味するようにと、僧格林沁や譚廷襄のもとに指令が届けられた。事実、焦桂昌や劉前は河南省睢州県から考城県を経て曹州府曹県に進撃し、董執信救出を図ったのである。焦桂昌はすでに董執信が投降したと知って「時事ここに至り納降するに如かず」と投降を表明したとある。⁸⁹実際は焦桂昌が董執信の「投誠」の真偽を確かめること、董執信と再起の相談をおこなって、劉前や捻軍の趙浩然らの部隊が到着したら反乱に転ずることなどを目的とした「偽降」であったとも言われる。⁹⁰（『山東軍興紀略』では劉前は焦桂昌の軟弱化と対立して去ったとある。）まもなく「偽示」（蜂起よびかけの檄文）の入った篋（箱または籠）が発見され、さらに太平天国軍首領に宛てた書簡も発見され、「偽降」であったことが露見してしまった。劉前が秋になって捻軍の趙浩然部隊を連れて北上してきたら再び蜂起しようというものであった。⁹¹こうして焦桂昌、董執信は結局僧格林沁の軍中で処刑されたのである。

おわりに

1990～92年にかけて、佐々木衛氏よって編集された華北農村に関する研究成果が相次いで刊行された。農村での実態調査や聞き取りなどのフィールドワークの成果がまとめられるのはこれが最初のことでなく、戦前にも満鉄調査部によって農村の慣行調査がおこなわれたし、解放後の中国でも1950年代に聞き取り調査を主体におこなわれた。同治年間に山東省西北部において地主民団と壮絶な戦いをした白蓮教黒旗軍のを中心、農民の記憶に残る「反封建闘争」の「英雄的」内容を調査した、『宋景詩歴史調査記』（陳白塵撰述、人民出版社、1957）や、実地踏査や聞き取りで光緒期から民国期にかけての山東省の地主の実態を明らかにしようとした、『清代山東經營地主底社会性質』（景甦、羅崙著、山東人民出版社、1959）などはその代表的なものであろう。しかし、これらは地主＝階級敵という階級闘争史観に基づいたものであり、郷村において地主「階級」が人

民をいかに搾取し抑圧してきたかを実態として明らかにするものであった。ただこの作業を通じて、基本史料としての『山東軍興紀略』『清実録』『東華統録』『剿平捻匪方略』などが、いずれも官側の立場から記述されたものであることの偏りを克服しようとした意義は大きいものがあつた。佐々木衛氏の研究では、「家」「親族」から「地縁」に関する人類学的なアプローチから農村の実態に迫ろうとしたり、武術や宗教に関する民衆文化の問題として清末農村社会の状態を描こうとしている。⁸⁴この研究成果に対する評に、「戦後左翼の心情による歴史学は、そのイデオロギーによって中国の実体把握を隔ててしまった」とあり、研究グループが文献資料への依拠と調査資料の二次的な使用という限界を抱えながらも、「従来の東洋史研究とは異なる特色」を見いだすべきだとある。⁸⁵

地主層は長槍会の運動を調べていくと必ずしも「階級の敵」として把握されるものではないことに気づく。長槍会の郭秉鈞と柳林団の楊鳴謙は土地所有規模がほぼ同じ地主であつた。この両者が清末山東省において全く正反対の社会的役割をはたしたのはなぜなのか、という課題を設定したとき、従来の研究方法では十分な解答が得られないのである。本稿では伝統的な方法による研究成果に依拠しながら、アメリカの中国近代史研究のもつ社会学的成果を考慮にいれて、清末の団練と地主のあり方を紹介してきた。

註

- (1) Philip A. Kuhn, *Rebellion and Its Enemies in Late Imperial China: Militarization and Social Structure 1796-1864*, (Harvard University Press, 1970), p.104.
- (2) 『文宗実録』巻61 咸豊2年5月壬戌の条
- (3) 『山東軍興紀略』巻17-上 幅匪1 p.332
本稿で使用した『山東軍興紀略』は、中国史学会主編『中国近代史資料叢刊第3種：捻軍』（全6冊 神州国光社 1953）に収録された第4分冊による。
- (4) 『山東軍興紀略』巻2-上 皖匪1 p.29
- (5) 『鄆城志』（光緒19年）巻10-6 人物
- (6) 森田明「清代山東の民団と村落」（『東方学』第50巻 1975.7）
- (7) 『高宗実録』巻1237 乾隆50年8月丙午の条
- (8) 『宣宗実録』巻79 道光5年2月癸亥の条；道光19年4月辛巳の条
- (9) 『徳宗実録』巻45 光緒2年12月戊申の条
- (10) 星斌夫「清末河運より海運への展開」（『和田博士古稀記念東洋史論叢』講談社 1969.11）
- (11) 『濟寧直隸州統志』（民国5年）巻6-13 兵事
- (12) 『山東軍興紀略』巻1-下 粵匪3 pp.26-27
- (13) 『同上』巻10-下 土匪2 pp.222-223
- (14) 江地『捻軍史初探』（北京三聯書店 1956） pp.2-3

- (15) Chiang Siang-Tseh, *The Nien Rebellion*, (University of Washington Press, 1954) , p.32.
- (16) Gilbert Rozman, *Population and Marketing Settlements in Ch'ing China*, (Cambridge University Press, 1982) , p.80.
- (17) Ibid., p.106.
- (18) Ibid., p.116.
- (19) 景甦・羅崙『清代山東經營地主底社会性質』(山東人民出版社 1959) p.109,付表
- (20) 『袁瑞敏公集』卷1-25
- (21) 横山英「咸豐期、山東の抗糧風潮と民団」(『歴史教育』12-9 1964)
横山氏の諸研究は『中国近代化の經濟構造』(亜紀書房 1972)に収録されている。
- (22) 神戸輝夫「清代後期山東省における団匪と農村問題」(『史林』55-4 1972)
- (23) 『文宗実録』卷105 咸豐3年9月甲辰の条
- (24) 『山東軍興紀略』卷22-中 団匪2 p.429
- (25) 同上 p.430
- (26) 同上 p.425
- (27) 『同上』卷22-下 団匪3 p.434
- (28) Kuhn, op.cit., p.83.
- (29) Ibid., pp.65-68.
- (30) 『清代山東經營地主底社会性質』 pp.112-113
- (31) 『山東軍興紀略』卷22-中 団匪2 p.424
- (32) 『同上』卷11-上 土匪3 p.232
- (33) 『同上』卷22-下 団匪3 p.436
- (34) 『濟寧直隸州統志』(民国5年)卷6-24 団練
- (35) 『龍岡山人集』(洪良品著)卷1 禦寇儀
- (36) 『清代山東經營地主底社会性質』 pp.12-15
- (37) Kuhn, op.cit., p.105.
- (38) 『豫軍紀略』卷2 会匪2
- (39) 『山東軍興紀略』卷22-上 団匪1 p.418
- (40) Kuhn, op.cit., p.86.
- (41) 『山東軍興紀略』卷22-中 団匪2 p.427
- (42) 『同上』卷22-下 団匪3 p.436
- (43) 『友竹草堂集』(蔣慶第著)卷1
- (44) 『宋景詩歴史調査記』(陳白塵撰述人民出版社1957) pp.135-136
- (45) 『山東軍興紀略』卷22-下 団匪3 p.437
- (46) 『李文清公遺書』(李棠階)卷2

- (47) 神戸輝夫前掲論文
- (48) 『山東軍興紀略』巻11-上 土匪3 p.232 ; 巻22-中 団匪2 p.424
- (49) 「長槍会匪紀実」(中国史学会済南分会編『山東近代史資料』第1分冊 山東人民出版社 1957 pp.262-268)
- (50) 『山東軍興紀略』巻11-上 土匪3 p.232
- (51) 『同上』巻10-下 土匪2 p.229
- (52) 「長槍会匪紀実」 pp.263-264
- (53) 同上 なお、「羅家口」という地名は咸豊11年から同治元年にかけて展開された弾圧の際、僧格林沁軍が軍営を置いた場所でもあって、鄆城県の交通の要衝となっていた。
- (54) 「長槍会匪紀実」 p.264 ; 『山東軍興紀略』巻11-上 土匪3 p.232
- (55) 『山東軍興紀略』巻22-中 団匪2 p.428
- (56) 「長槍会匪紀実」 p.264
- (57) 『山東軍興紀略』巻2-下 皖匪2 pp.51-52
- (58) 「長槍会匪紀実」 p.264
- (59) 『文宗実録』巻349-12 咸豊11年4月癸酉の条
- (60) 『山東軍興紀略』巻11-下 土匪3 p.234
- (61) Kuhn, op.cit., p.180.
- (62) 『済寧直隸州統志』(民国5年)巻6-13 兵事
- (63) 『山東軍興紀略』巻11-下 土匪3 p.233
- (64) 「長槍会匪紀実」 pp.264-265
- (65) 『済寧直隸州統志』(民国5年)巻6-13 兵事
- (66) 「長槍会匪紀実」 pp.265-266
- (67) 『臨朐県志』(光緒10年)巻10-18 兵事
- (68) 『重修莒志』(民国25年)巻2-19 大事記
- (69) 『福山県志稿』(民国20年)巻8-3 兵事
- (70) 『山東軍興紀略』巻13-下 邱峯教匪4 p.276
- (71) 神戸輝夫「清代後期山東省における教匪と幅匪」(『大分大学教育学部研究紀要』4-5 1975.11)
- (72) 『山東軍興紀略』巻11-下 土匪4 pp.240-244
- (73) 「長槍会匪紀実」 pp.264-265
- (74) 『山東軍興紀略』巻11-下 土匪4 pp.243-244
- (75) 「鄆城王果勇事略」(『山東近代史資料』第1分冊 p.259)

これによれば、郭秉鈞の住居は僧格林沁によって「廟」に建てかえられ、戦死した官兵の位牌が50以上も安置された。辛亥革命後、郭秉鈞の子孫がこの返却を請求したという。

- (76) 『山東軍興紀略』 卷11-下 土匪 4 pp.244-247
- (77) 『同上』 卷3-下 皖匪 4 p.72
- (78) 『同上』 卷18-上 幅匪 3 p.360
- (79) 『費県志』 (光緒21年) 卷8-6
- (80) 『山東軍興紀略』 卷20-下 淄川土匪 2 p.404
- (81) 『同上』 卷18-中 幅匪 4 p.365
- (82) 『同上』 卷3-下 皖匪 4 p.74
- (83) 『同上』 卷11-下 土匪 4 p.249
- (84) 『同上』 pp.242-243
- (85) 『同上』 p.246
- (86) 『同上』 卷14-上 降衆 1 p.282
- (87) 『同上』 卷11-下 土匪 4 pp.246-247
- (88) 「焦桂昌等口述」 これは『近代史資料』 (中華書局 1963 第1期) 所収の「長槍会起義」による。
- (89) 「焦桂昌告示」 (同上書所収)
- (90) 路遥・佐々木衛編『中国の家・村・神々』 (東方書店 1990)
佐々木衛・編『近代中国の社会と民衆文化』 (東方書店 1992)
- (91) 中生勝美氏による佐々木衛氏の研究成果に対する書評による。(『史潮』新31号 1992. 10)